2018年　4月17日

茨城県知事　大井川 和彦　殿

旧優生保護法下の「優生手術」の実態解明と被害者救済について

マスコミ等で周知のように，本年（2018年）1月，旧優生保護法下で「遺伝性精神薄弱」と「診断」され，15歳で優生手術を強制された宮城県の60代の女性が，子どもを産み育てる基本的な権利を奪われ，また，被害者救済制度をつくってこなかったとして，国に対し，国家賠償法による損害賠償の訴えを仙台地方裁判所に起こしました。こうした国賠訴訟を求め提訴する動きとあわせて，旧優生保護法下の強制優生手術の実態解明に向けた取り組みが，マスコミ等の調査や各都道府県の調査等により，進んでいます。

それらの調査に基づき，茨城県の実態を見ると，1949～1996 年の強制優生手術の件数は54件（都道府県では最少から7番目，最多は北海道2593件。朝日新聞(2月 20 日付)より）と紹介されています。また，毎日新聞の調べ（3月 4 日付）によれば，全国の優生手術関連の資料の保存状況を，全国47都道府県に確認したところ，茨城県は「現存せず」と答えています。

ところで，これまでの私たちの研究では，茨城県内において少なくとも9名（1954年度）の強制優生手術を受けた方の氏名がわかる公的資料（以下，「1954 年度資料」と呼ぶ）が存在していることを確認しています。

本県における関連資料が「少ない」とされている現状にかんがみ，茨城県内における強制優生手術の実態解明と被害者救済が真摯に，また確実に実施されることを願い，以下の通り申し入れます。

1　「1954 年度資料」（優生手術者氏名 9 名分）と，その分析結果(研究発表)を提供し，これらを参考に，県内の実態を徹底して究明されることを要望します。

2　茨城県内で実施された優生手術の関係機関（県内保健所〈優生保護相談所だった〉，精神科病院，障害者施設など）への資料の照会，関係者（行政職員，医師，施設職員，親など）への聞き取りを進めるなど，資料の発掘と実態解明をするための第三者機関を設けることを要望します。

3　「1954年度資料」で明かになっている優生手術を受けた方を含め，県内のすべての被害者の救済措置を講じられることを要望します。

船橋　秀彦（全国障害者問題研究会茨城支部）
鈴木　宏哉（　　同　　上　　）
寺門　宏倫（　　同　　上　　）
岡崎喜一郎（社会福祉法人希望会あすなろ園）
児玉　正文（茨城県ダウン症協会）
百溪　英一（茨城県ダウン症協会事務局長）
荒川　　智（茨城大学）

添付文書

1　「昭和 29 年度優生手術費交付金清算書の提出について」茨城県知事　友末洋治から厚生大臣　川崎秀二にあて，1955 年 7 月 9 日付起案文書。

2　船橋秀彦「戦後，優生保護法下の優生手術に関する研究 ―知的障害者への断種事例の分析―」(『日本特別ニー ズ教育〈ＳＮＥ〉学会第 13 回大会発表要旨集』2007 年)。

3　船橋秀彦「戦後，優生保護法下の優生手術に関する研究 ―知的障害者への断種事例の分析（2）―」(『日本特別ニー ズ教育〈ＳＮＥ〉学会第 14 回大会発表要旨集』2008 年)。

4　船橋秀彦「戦後，優生保護法下の知的障害者と優生手術をめぐる動向」（全国障害者問題研究会「全障研しんぶん」No.456，2010 年 4 月号，2010 年 4 月 25 日付)。

連絡先　船橋　秀彦
住所　〒309-1626　笠間市下市毛 414
Ｅメール　funabashi@msi.biglobe.ne.jp
昼間の連絡先
　福祉型専攻科シャンティつくば
　TEL029－893-3950